吸収合併・吸収分割した場合

種類	内容	対象	提出物
吸収合併	認定業者が、他の認定業者が認定を受けた業の区分に 係る事業を、全部承継する場合	【承継する側】 吸収合併会社存続会社	・承継認定申請書(様式第1号の3) ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・吸収合併契約書等の写し (吸収合併の内容が確認できる書類) ・吸収合併後の法人における自己評価表 ・吸収合併後の東京都産業廃棄物処理業許可証の写し ・公社が交付した認定証の写し
		【承継させる側】	・廃止届出書(様式第 16 号)
		吸収合併消滅会社	・交付を受けた認定証
吸収分割	認定業者が、認定を受けた業の区分に係る事業を、他の認定業者に、全部承継する場合	【承継する側】 吸収分割承継会社	 ・承継認定申請書(様式第1号の3) ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・吸収分割契約書等の写し (吸収分割の内容が確認できる書類) ・吸収分割後の法人における自己評価表 ・吸収分割後の東京都産業廃棄物処理業許可証の写し ・公社が交付した認定証の写し
		【承継させる側】 吸収分割会社	・廃止届出書(様式第 16 号) ・公社が交付した認定証の写し
新設合併・分割	吸収合併・分割により、新しく設立する会社に、 事業の全部を承継する場合	・承継できない。	
吸収合併・分割	実質的に事業を行っていない非認定業者に、 事業の全部を承継する場合		

^{*}認定有効期間は、承継した会社の有効期間となります。